

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）  
2019（平成31）年度 制度の狭間の課題解決モデル事業テーマ  
『働きづらさを抱える方のための働く場づくり事業』の実施について

## 1. 助成について

### （1）助成額・助成期間及び助成件数について

- 助成額： 1実施主体につき上限40万円／1か年度
- 助成件数： 1テーマにつき、3件程度
- 助成期間： 本事業の指定期間は、原則として2年以内

### （2）助成金の申請方法・手順等について

- ①事業実施申請書の提出 【募集締切：平成31年5月末】  
⇒ ②事務局による事前ヒヤリング（必要に応じて）  
⇒ ③地域公益推進会議において候補団体の決定【平成31年6月】  
⇒ ④運営委員会（書類）において助成審査・内定【平成31年6月】

### （3）助成の決定について

#### ① 助成先の選考

申請書類に基づき、岡山県地域公益活動推進センター（以下、「県公益推進センター」という。）の運営委員会においてモデル事業の指定並びに助成金交付額を決定します。

【助成内定時期】平成31年7月

#### ② 決定通知および助成金の送金

県公益推進センターより決定先に決定通知を行うとともに、できる限り早期に指定の銀行口座あてに助成金を送金いたします。

【支払い時期】平成31年7月

## 2. 事業実施上の留意点

### （1）事前協議について

事業の指定並びに助成を希望する会員は、所定の書類を添えて、県公益推進センター事務局まで、申請します。県公益推進センター事務局は事前確認・協議を行います。

### （2）県公益推進センターとしての支援

- ・ 県公益推進センターは、現状把握及び課題整理を事業実施基礎団体会員等と共に行うとともに、必要に応じ、運営への支援や連絡会、学習会等を実施します。
- ・ 県公益推進センターは、モデル指定年度終了ごとに、事業実施基礎団体会員等とともにモデル事業実施における効果・課題等についての評価・分析を行います。

### （3）市町村域ネットワークにおける事業実施

市町村域の社会福祉法人ネットワーク組織（社会福祉法人連絡会等）において事業実施をする場合には、当該組織の設置要綱を付し、事務局を担当する市町村社会福祉協議会、または社会福祉法人・施設を申請者としてください。

### 3. 事業実施における主なスケジュール / H31年度新規指定

時 期		内 容	
		県公益推進センター	基礎団体会員等
31 年度 ／ 助 成  1 年 次	4月	H31年度分/募集開始	→ 募集要綱配布
	5月	H31年度分/募集締切・申請書類の受理	← 申請関連書類 提出
	6月	地域公益推進会議 H31年度 指定候補選定	
		運営委員会 H31年度分/審査・内定	
	7月	H31年度分/指定・交付決定、請求書提出依頼	→
		H31年度分/助成金送金	← 請求書提出
	随時	個別支援、助言や情報交換会	⇔ 相談、助言依頼等
3月上旬	H31年度分/実施報告書提出依頼	→	
32 年度 ／ 助 成  2 年 次	4月	H31年度分・2年次/継続審査（事務局）	← 実施報告書提出
		H31年度分・2年次/事業案内（継続決定）	→
	5月	H31年度分・2年次/助成金送金	← 請求書提出
	随時	個別支援・助言や情報交換会	⇔ 相談、助言依頼等
	2月下旬	H31年度分・2年次/ 実施報告書, 成果物提出依頼	→
		H31年度分/モデル事業実施成果報告	← 参加

↓

<b>県内へ事業展開、普及促進（ノウハウ提供）</b> （例）準備講座、研修会、実施者交流会	← 協力
---	------

※ 本事業は、原則2年間指定です。（但し、単年度ごと事業報告にもとづく評価を行います。）

※ 相談、助言依頼等は随時対応。（例）電話等での相談、勉強会等への参加も可。

※ 地域公益推進会議の役割

①指定基礎団体会員等が取り組み状況や課題・効果について情報共有・意見交換を行い、新たな気づきや事業の質を高めていく。

②他の会員等へのフィードバックに向けた成果の取りまとめ、並びに今後の普及促進に向けた事業企画検討。

## テーマ 『働きづらさを抱える方のための働く場づくり』

### ○「制度の狭間の課題解決モデル事業」について

モデル事業は、地域における制度の狭間の様々な課題に対応するため、岡山県地域公益活動推進センターの基礎団体会員である社会福祉施設及び市町村社会福祉協議会、並びに市町村域ネットワークが行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働のもと、創意工夫ある事業に取り組むものです。先駆的な取組として情報を広く共有することにより、新たな発想に基づく支援の仕組みが、県内各地で創出されることを目的としています。

### ○平成31年度テーマ「働きづらさを抱える方のための働く場づくり」の設定背景

- ・社会環境の変化を背景に、ひきこもり、社会的孤立、ワーキングプア、再就職困難等の多様で複合的な課題を抱える方が増えています。
- ・「生活困窮者自立支援制度」等の相談窓口により支援につながる方は増えてきている一方で、支援の出口として、就労や社会参加の機会を提供し、経済的困窮・社会的孤立からの脱却につなげていくことが求められています。
- ・しかしながら、単に雇用問題による経済的困窮の状態にあるばかりではなく、対人関係や心身の問題等、社会面や生活面に関して複合的な課題を抱えている場合も多く、就労や社会参加の支援において「福祉的配慮」が必要となっています。
- ・社会福祉法人には、福祉的な支援を必要とする方々を支える専門職がいます。また、社会福祉法人の職場には働くことの喜びや「支えられること・支えること」を感じられる場面も多くあると思われ、社会福祉法人のマンパワーと機能を生かした「就労訓練」・「就労体験」の取組みが期待されています。

#### <働くこと>

働くことは、経済的な自立に資するだけではなく、社会の中で役割を得つつ自己実現の機会にもなります。働くことを通じて、再び社会とのつながりをつくっていくことは、豊かな心と生活を取り戻すための自立に向けて不可欠です。

#### <自らの事業所のために>

福祉的配慮の必要な方を受け入れることは様々な苦勞が想定されます。一方で、支援を通じて「誰にとっても働きやすい職場環境」をつくっていく過程は、ひいては人材確保、業務の効率化や職場定着・人材育成につながると考えられています。

- ・生活困窮者自立支援制度の「就労訓練事業所」は県内に約60ヶ所認定されています。就労に向けて十分な準備が整っていない対象者が、継続して通うことを考えると自宅から遠くないところに就労訓練事業所があることが望まれますが、現在は地域に偏りも見られています。
- ・また、生活困窮者自立支援制度に限らず、就労準備として柔軟な働き方を必要とする方の相談・支援を行っている機関・団体でも、同様に受入先が必要となっており、県内に広く、働く場づくりが広がることは、地域の基盤づくりにつながるものと考えます。

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）  
平成31年度 制度の狭間の課題解決モデル事業  
『働きづらさを抱える方のための働く場づくり（就労体験・就労訓練）事業』  
実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、岡山県地域公益活動推進センターの「制度の狭間の課題解決モデル事業実施要綱」に基づくテーマ『働きづらさを抱える方のための働く場づくり（就労体験・就労訓練）事業』の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 目的

本事業は、様々な理由により働きづらさ・生きづらさを抱えた方の「社会の一員として暮らしたい」「働きたい」を受け止め、「人や社会とのつながりの場」としての就労体験・就労訓練の提供を通じて、本人のもつ強みや能力、可能性を引き出すとともに、人間関係の構築や社会的能力の習得、生活習慣形成の支援により、本人の目指す自立に資する取組の創出を目的とする。

## 3. 対象者

ひきこもり等により長期間働いた経験がない方や本人の心身の状況に課題を抱えた方、認知症・若年性認知症の方等、生活や社会との関わりに不安のある方

- ・生活困窮者自立相談支援機関が相談を受け支援する方
- ・就労希望者を支援する相談支援機関等が相談を受け支援する方
- ・各実施主体が取組みの趣旨を踏まえて必要と判断した方

## 4. 事業の内容

次の（１）～（５）に掲げる取組等を実施するものとする。

また、その目的の範囲において、地域の実情に応じた創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

### （１）職場全体での受入環境の整備

担当者のみならず、職場全体で支えることができるよう、受入を行う事業所の職員へ説明し理解を得ること。

### （２）支援担当者の配置

対象者の就労等の支援を中心となっていく「支援担当者」を1名選任（兼任可）する。

支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労するうえでの助言指導、他の職員に対する普及啓発、外部の相談支援機関との調整等を行う。

### (3) ニーズ発掘や支援のマッチングの場づくり

福祉・労働行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関等、就労希望者を支援する相談支援機関と、情報共有や連携調整のための会議等の場を設ける。

なお、岡山ささえ愛センターは関係機関へのつなぎ支援や調整を指定法人・団体とともに行なう。また、既存の会議等がある場合には、新たに設置する必要はなく、その場への参画をもって代えることができる。

### (4) 就労支援計画を通じた状況把握と必要な相談・助言

将来的な働き方の希望や目標などを踏まえ、当面の具体的な仕事内容や働き方を確認し、支援計画を作成する。計画の作成にあたっては、必要に応じて生活面や社会面に関する内容も踏まえた内容とする。

### (5) 就労等相談支援機関との連絡調整

自立相談支援機関、就労準備支援事業を行う者、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係者との連絡調整を行う。

## 5. 事業の実施要件

(1) 支援対象者等への安全衛生面、災害補償面において、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮を行うこと。

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援または認定就労訓練を行なう場合には、生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業の手引き」または「認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」に沿った支援を行うこと。

(3) 就労体験のみを行う場合にも、将来的に、生活困窮者自立支援制度の就労訓練事業所の認定を検討すること。

## 6. 事業の対象経費

この要領に基づく助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。

(1) 助成事業の実施に必要とする経費のうち、諸謝金、旅費交通費、支援対象者の報酬、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、資料図書費、保険料、燃料費に相当するもの。

2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。

(1) 役職員等の人件費

(2) 飲食費（研修講師・委員等の茶代、弁当代を除く）

(3) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託等）

## 7. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成31年度から平成32年度とする。

## 8. 留意事項

- (1) 支援対象者が「支えられる側」であるだけでなく、「支える側」でもあることの意識醸成を図る等、「地域共生社会の実現」に向けた視点を持ち事業を実施すること。
- (2) 支援する就労形態については「雇成型」・「非雇成型」は問わない。
- (3) 実施にあたって、福祉・労働行政、社会福祉協議会、生活困窮者自立支援機関や岡山ささえ愛センター（岡山地域公益活動推進センター）等、関係機関・団体と連携・調整を行うこと。
- (4) 地域住民、ボランティア、民生委員児童委員の協力・連携を図ること。
- (5) 事業の実施主体は、事業実施上の瑕疵により対象者等に損害を与えた場合に備え、必要な範囲内で損害保険の加入について検討すること。
- (6) 市町村域の社会福祉法人ネットワーク組織（社会福祉法人連絡会等）が実施主体となり、複数法人が受入事業所として取り組むことも可能である。
- (7) 指定法人・団体は、指定決定後に岡山ささえ愛センターが開催する事業実施に向けた説明会に参加すること。

## 9. その他

上記に掲げる事項以外で、実施に関し必要な事項は別途協議するものとする。

附則 本要領は平成31年3月19日から施行する。

平成31年度「制度の狭間の課題解決モデル事業」を募集します！！

テーマ

# 働きづらさを抱える方のための 働く場づくり事業

## ～就労体験・就労訓練～

働きづらさや生きづらさを抱えた方の「社会の一員として暮らしたい」・「働きたい」を受け止め、  
『人や社会とのつながりの場』としての  
“就労体験・就労訓練”のしくみづくりに  
取り組む、社会福祉法人等を募集します！

### ● 助成を受けられる対象(実施主体)

岡山ささえ愛センターの基礎団体会員  
(市町村域等の社会福祉法人等ネットワーク組織を含む)

### ● 助成額

実施主体につき上限 40万円/1か年度

### ● 助成指定件数(予定)

1テーマにつき3件

### ● 事業の実施期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日

### ● 申請について 【応募締切:平成31年5月31日(金)】

「事業実施申請書」を作成し、岡山ささえ愛センター事務局まで提出してください。

申請にあたっては募集要綱・募集要領をご確認ください。

申請様式等は、岡山ささえ愛センターのホームページからダウンロードできます。

### ● 選考について

岡山ささえ愛センター運営委員会において、申請書類に基づき審査し選定します。

選定結果については、平成31年7月上旬を目処に通知予定です。

選定結果に関するお問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）＜事務局：岡山県社会福祉協議会 地域福祉部内＞

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 きらめきプラザ3階

☎ 086-226-2835 ✉ chiiki@fukushiokayama.or.jp 月曜～金曜8:30～17:00(祝祭日除く)

## ● 実践イメージ

### 取組み主旨を職場全体で共有

実際に受入を行う事業所の職員に説明し理解を得て、職場全体で支える環境をつくります。

### 支援担当者を配置

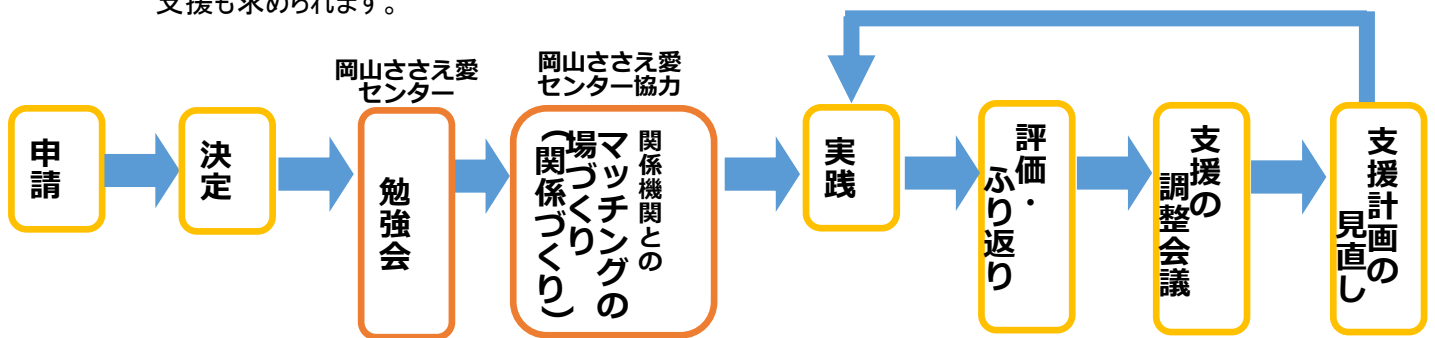
対象者の就労等の支援を中心となって行なう「支援担当者」を1名選任します(兼務可)。

### 相談支援機関等とのマッチングの場づくり

関係行政や相談支援機関等と支援ニーズが円滑につながるよう顔の見える連携の場づくりをします。

### 就労支援計画を通じた状況把握と必要な相談・助言

本人の希望や目標を踏まえた支援計画に基づいて支援します。必要に応じて生活面や社会面に関する支援も求められます。



働きづらさを抱えながらも「社会とつながりたい」「役に立ちたい」「働きたい」思いをもつ

### 支援を必要とする方

- ひきこもり等により長期間働いた経験がない方
- 障害者手帳をもっていない方
- 症状の程度に応じた支援を必要とする若年性認知症の方
- 再就職が困難で失業状態が長期にわたっている方
- 精神的・身体的な理由等により、一般就労が困難な方
- ……など

支援 ↑

相談 ↓

【相談支援機関】

- ・生活困窮者自立相談支援機関
- ・その他の相談支援機関 (社協・福祉事務所・おかやま地域若者サポートステーション 等)

『働く場』の  
提供・支援 ↑

住民からの  
相談 ↓

連携

マッチングの場づくり  
支援調整のための会議

社会福祉法人・施設  
社会福祉法人等ネットワーク

関係行政

社協

コーディネート

助言  
勉強会 ↑

相談 ↓

岡山ささえ愛センター ・ノウハウ収集 ・課題整理、分析 ・普及展開